

勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県勤労身体障がい者体育館の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日

表1 施設の利用料金

区 分			普通利用料金			特別利用料金
			全館貸切使用	区分使用	個人使用	
			1時間までごとに	1区分1時間までごとに	1人4時間までごとに	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する 場合	学生及び生徒	円 970	円 550	円 90	休日割増料 日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する 休日、12月29日から31日ま での日並びに1月2日及び 3日に、その他の催しに使用 する場合においては、普通 利用料金の額の2割に相 当する額（100円未満の端数 は、切り上げる。）
		一般	1,940	970	100	
	その他の催しに使用する場合		5,680	2,840		
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアスポーツに使用する 場合	学生及び生徒	1,600	800		
		一般	2,700	1,350		
	その他の催しに使用する場合		8,900	4,450		

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合であって、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
トレーニングルーム	1時間までごとに	円 210	円 430
放送設備	1時間までごとに	270	610
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	140	310
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	70
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	70
卓球用具	1式1時間までごとに	70	130
アーチェリー用具	1式1時間までごとに	80	160

テニス用具	1 式 1 時間までごとに	50	90
ゲートボール用具	1 式 1 時間までごとに	50	90
ハンドボール用具	1 式 1 時間までごとに	40	100
フットサル用具	1 式 1 時間までごとに	40	100
椅子（1 人用）	1 脚 5 時間までごとに	20	50
机	1 個 5 時間までごとに	30	70
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

表 3 条例第 3 条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1 人 1 時間までごとに230円
